

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災令和7年5月22日
秋田地方気象台

秋田県の洪水警報・注意報の基準変更について

秋田県の洪水警報・注意報について、令和7年5月29日（木）に発表基準を変更します。

秋田県内の一部河川について、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町で変更します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1. 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町

秋田市、男鹿市、潟上市、由利本荘市、鹿角市、北秋田市、横手市、大仙市、仙北市、井川町、三種町、美郷町、羽後町

（計 13市町）

2. 変更日時

令和7年5月29日（木）13時

3. 補足

新しい基準は、令和7年5月29日（木）13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）に反映します。

（1）警報・注意報発表基準一覧表（秋田県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/akita.html>

（2）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先：秋田地方気象台 水害対策気象官 古水
電話：018-864-3955（平日）